

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 障害福祉課

法令名	障害者の雇用の促進等に関する法律	法令番号	昭和35年法律第123号
手続名	障害者就業・生活支援センターの指定	根拠条項	第27条第1項
審査基準	<p>(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律 第27条第1項、第28条</p> <p>(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 第4条の6、第4条の7、第4条の9</p> <p>(3) 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について (平成27年4月1日 職雇発0401第1号、障発0401第12号 厚生労働省職業安定局雇用開発部長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知)</p> <p>[指定に当たっての勘案要素]</p> <p>以下の要素を参考として、地元自治体との連携の下に事業が円滑に展開できることを総合的に勘案して判断する。</p> <p>(1) センターの業務に必要な職員を配置している又は確実に配置できるなど、事業の実施のために必要な体制が確保できると認められること。</p> <p>(2) 事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。</p> <p>(3) 活動を行う地域にある公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、精神保健福祉センターその他の関係機関との連携が可能と認められること。</p> <p>(4) 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。</p> <p>(5) 基礎訓練の実施体制が適切であること。</p> <p>(6) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん及びその対象者への支援の実施体制が適切であること。</p> <p>(7) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。</p> <p>(8) 障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。</p> <p>(9) 地元自治体の積極的関与があること。</p> <p>(10) 障害者雇用率を達成していること。</p> <p>(11) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。</p>		
	受付機関	障害福祉課	処理機関
		交付機関	障害福祉課
		標準処理期間	- 日
		標準経由期間	日
		目次	